

第24回 新潟市都市計画審議会常務委員会

議 事 録

日 時：平成30年3月26日（月） 午後1時30分より
場 所：新潟市役所本館6階 第3委員会室（新潟市中央区）
出席委員：5名
幹 事：新潟市建築部長

■ 第 24 回 新潟市都市計画審議会常務委員会

日時：平成 30 年 3 月 26 日（月）午後 1 時 30 分～

場所：新潟市役所 本館 6 階 第 3 委員会室

（事務局）

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第 24 回新潟市都市計画審議会常務委員会を開催いたします。私は、本日の進行役をつとめます「都市計画課課長補佐の吉田」と申します。よろしくお願いいたします。

本日の常務委員会は 5 名の委員が全員ご出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、幹事としまして市からの出席者を紹介させていただきます。堀内建築部長でございます。

（堀内建築部長）

堀内です。よろしくお願いいたします。

（事務局）

なお、本審議会は公開とし、議事録作成のため録音させていただきます。それでは、以後の議事進行につきましては、寺尾常務委員長からお願いいたします。

（寺尾委員長）

それではみなさん、年度末のお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。会議を始めます。始めに報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

「異議なし」とのことですので撮影を許可いたします。それでは、事務局から

報告がありましたとおり会議が成立しておりますので、皆さんのお手元にある次第に沿って議事の進行をいたします。

まず、始めに本審議会の運営要綱第 4 条の規定により、本日の議事録署名委員に、品田浩子委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

続いて、市長より諮問のあった議案の審議となります。本日の議案は、新潟市都市計画審議会運営要綱第 2 条第 2 項第 3 号に該当する軽易な都市計画の事項として、会長より常務委員会に付託され審議するものであります。

それでは、事務局は、議案第 1 号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第 1 号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」説明いたします。インデックスの議案第 1 号からの資料と、参考資料を使用します。

議案の説明の前に、本案件の取扱いについて説明します。スクリーンをご覧ください。建築基準法第 51 条では、周辺環境の悪化を防ぐ目的から、産業廃棄物の処理施設については、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築し、又は増築してはならないとしており、ただし書きにおいて特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでないとしています。

本案件については民間事業者が設置する施設であり、都市計画決定にはなじまないため、ただし書きの規定を適用することとなりますが、計画の内容が政令で定める範囲を超えたものであるため、許可の対象となり、その敷地の位置が都市計画上支障がないか、本委員会に諮問するものです。

本申請の概要について説明いたします。申請者は株式会社フジ・エンバイロです。設置位置は新潟市北区太郎代地内の工業専用地域内で、施設用途は産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設です。

今回の申請内容は破碎処理施設及び減容処理施設の新設に対するもので、隣接する既存工場の施設の老朽化に伴い、処理施設を別の敷地に新設するものとなっています。なお、減容処理とは、廃棄物を破碎したのちに圧縮、成型を行うことで容積を減らす工程作業を行います。

申請者は現在、申請地の東側にある既存工場の一部において、既に許可を取得している施設を用いて、破碎処理及び減容処理を行っております。しかし、既存施設の老朽化に伴い、施設の更新が必要となりました。そこで、今回の申請地において処理施設を新設し、処理工程を申請地へ段階的に移行したのち、既存施設の稼働を停止する計画となっております。これにより廃棄物処理を継続して行いながら、老朽化した処理施設を更新することが可能となり、廃棄物の再資源化をより推進する計画としています。

なお、これらの処理施設は RPF という固形燃料を製造するための施設となっております。RPF とは、主として産業廃棄物のうち、廃プラスチックや古紙等を主原料とした高品位の燃料で、石炭やコークスの代替として、製紙会社や鉄鋼会社のボイラーなどで使用されております。廃棄物の配合により、石炭などと同等の熱量を持たせることができ、より安価な代替燃料となっております。また、取り扱いが容易で、品質が安定しており、燃焼時の有害ガスの発生が少ないなどのメリットがあります。

今回の申請に係る廃棄物処理の流れを説明いたします。まず、排出事業者から廃棄物が収集されます。収集された廃棄物は、選別されたのち、破碎機にて細かく碎かれます。

次に、容積を減らすための減容施設にて圧縮され、ペレット状に成形されます。成型後は冷却処理がなされ、RPF 製品として保管・搬出されることとなります。

冒頭で説明しました通り、建築基準法第 51 条では、政令で定める規模の範囲内であれば、許可は不要としております。政令で定める範囲とは、ひとつは過去の許可時の処理能力の 1.5 倍を超えないことです。もうひとつは、処理の種類ごとに定められた一定の処理能力を超えないことです。

今回の計画では、産業廃棄物に関しては、廃プラスチック類及び木くずの処理能力について、それぞれ政令で定める範囲を超え、同じ機器で処理を行う一般廃棄物に関しては、紙くずなどの破碎処理の能力及び減容処理の能力について、政令で定める範囲内を超えることから、許可対象となっております。

それでは、申請地の位置を都市計画図で確認していただきます。スクリーン中央の赤いポイントが申請地で、新新バイパス豊栄インターチェンジから北に約 3 キロメートル、新潟市北区太郎代地内に位置しており、西側に島見町集落、東側に太郎代集落が位置しております。

最寄りの公共施設として、西側約 1.5 キロメートルに南浜小学校が、同じく西側約 1.8 キロメートルに南浜中学校があります。

航空写真を用いて申請地周辺の状況を確認していただきます。申請地は工業専用地域内に位置しております。近隣には学校や社会福祉施設などはございません。最寄りの住宅までは約 270 メートル離れております。なお、申請者は本計画の申請内容について、周辺企業や自治会に説明を行っており、承諾を得ております。

続いて、近隣の状況を拡大した航空写真を用いて説明いたします。申請地は工業専用地域に位置しております。近隣には、申請地の東側にある申請者の既設工場をはじめ、他の廃棄物処理施設が多く立地しており、その他工場や発電所などが多く立地しております。

次に、配置図により敷地内の計画について説明します。敷地内は現在更地であり、既存の建築物や処理施設はありません。敷地内の水色で示したものが新設される建築物です。建屋内の赤色で示した位置に、許可の対象となる破碎処理施設が 1 基、及び減容処理施設が 2 基設置されます。また、敷地北側の黄色で示した部分には、許可の対象とはならない比較的小規模ながれき類の破碎処理施設が設置されます。

続いて、環境影響調査について説明します。今回の計画は、大気汚染や悪臭の発生を伴うものではないことから、騒音及び振動について、その影響を評価しております。

まず、騒音及び振動の基準値を説明します。騒音・振動に対する環境影響調査においては、申請地が工業専用地域のため、騒音及び振動の規制地域に指定されていないことから、規制値は定められておりません。そのため、地域の実情に合わせ、工業地域に相当する区域として騒音に関しては第 4 種区域の規制基準を、振動に関しては第 2 種区域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しております。

続いて、騒音・振動の評価地点について説明します。赤いポイントは、騒音・振動の主な発生源となる処理施設や重機などの位置を示しております。また、黄色いポイントは、予測評価を行った地点です。敷地の東西南北 4 面の敷地境界線上において、それぞれ発生源に近い地点を評価地点としております。なお、敷地の周囲に緑色の鎖線で示していますが、全周にわたって高さ 3 メートルの鋼板が設置されるものとなっております。

ご覧いただいているのは騒音についての予測値と目標値の比較表です。なお、施設の稼働時間は 24 時間であるため、すべての時間帯の基準値をそれぞれ目標値として採用しております。予測と目標の値の差が最も小さい箇所を評価地点ごとに赤枠で囲んであります。いずれの地点でも予測値が目標値を超えておりません。

続いて、振動についてご説明します。先ほどと同じく、予測と目標の値の差が最も小さい箇所を評価地点ごとに赤枠で囲んであります。いずれの地点でも予測値が目標値を超えておりません。

しかしながら騒音の③地点、このスライドでいう振動の 1 番、2 番、3 番の地点では、ほぼ同じ数値です。そのことから、操業後に近隣住民から騒音や振動に関する苦情があった場合は、現地調査の上、生活環境への影響が確認された場合は、関係課と連携し、改善を図るよう行政指導を行います。また、騒音・振動に関しては、規制区域ではないことから、今回設定された目標値を超過したことを理由に、直ちに業務停止を求めることはできませんが、支障が重大であり、改善の意向が見られないなどの場合は、停止命令を行うことも法令上は可能でございます。

次に、周辺交通への影響についてご説明します。搬出入経路は、新新バイパス豊栄インターチェンジ等から、歩道付 4 車線道路の県道島見豊栄線、臨港道路中央ふ頭（西線）、歩道付 2 車線道路の市道北 6-61 号線などを利用する計画となっております。また、当該施設の搬出入にかかる運搬車両は、1 日あたり、2 トン～10 トントラック 46 台程度で、搬出入の時間は午前 8 時から午後 8 時までとなっております。

また、平成 27 年度全国道路交通調査より、一般県道島見豊栄線の交通量は、日中の 12 時間で約 1 万 4 百台であるため、搬出入に伴う運搬車両の増加は現在の交通量と比較するとわずかなものであり、これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

加えて、太郎代集落の児童が南浜小学校へ通学するにあたっては、スクールバスによる送迎が行われており、本施設の搬出入経路と通学路の重複はございません。南浜中学校への通学については、臨港道路中央ふ頭（西線）を登下校の際に

通行する生徒がおりますが、当該道路が歩道付4車線道路であることから、危険性は少ないと考えられます。

以上のことから、計画地は工業専用地域に位置し、道路や公園など既定の都市施設に支障がないこと、本計画施設は、廃棄物の破砕処理を行い破砕物の再資源化を図るものであり、廃棄物の減量化および循環型社会の構築に寄与する施設であること、本計画施設から発生する騒音、振動等は適正な対策が講じられ、周辺環境を害するおそれがなく、搬出入道路も適正な整備がなされていることから、円滑な交通の支障とはならないこと、以上3点より、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと考えられますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(寺尾委員長)

ありがとうございました。ただいま、説明のありました議案につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。渡辺委員。

(渡辺委員)

特になし。

(寺尾委員長)

田中委員。

(田中委員)

先ほど搬入のトラックの台数について、46台で搬入時間が8時から20時で、20時まで搬入が実際に行われるということではなく、20時を限度として搬入、と捉えてよろしいのですよね。その時間まで働いているというわけではなくて。

(事務局)

搬入で8時から午前中までは使うと思います。RPFの製品が出荷されるので、午後までかかると思います。20時が最大とは思いますが、職員が24時間おり

ますので、20 時くらいまでの想定で 46 台と見込んでおります。小中学生の通行には影響はないものと考えております。

(田中委員)

ありがとうございました。24 時間体制の稼働ということなのですね。

(寺尾委員長)

久須美委員何か。

(久須美委員)

稼働後、支障が出た場合には対策を、という話でしたが、具体的に近隣の方から苦情が出された場合に、ということでしょうか。

(事務局)

この計画の前に、事前に説明会を行っております。しかもその以前にもこのような施設に関しての苦情は一切ございません。しかし、環境アセスメントの結果が近似値になっているものですから、万が一、270 メートル離れている住宅の方から深夜にうるさいという苦情、クレームがありましたら調べて、その影響が重大であれば指導する、と考えております。

(寺尾委員長)

品田委員何か。

(品田委員)

臭いに関しては全く心配ないと思ってよろしいのでしょうか。

(事務局)

悪臭に関しては今回対象外にしております。その理由は、平成 18 年にも既存の施設について、臭気調査を行っております。それについても、規制値 20 に対

して16で軽微でした。今回もそれに近い内容の施設であることから、対象としていません。それに加え、炭化炉を設置しないので、臭いを出すものがないという想定で考えております。

(寺尾委員長)

それでは採決に移りたいと思います。議案第1号「産業廃棄物処理施設及びごみ処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」は、反対意見がなかったようなので「支障なし」としてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(寺尾委員長)

ありがとうございました。それでは、議案第1号について「支障なし」といたします。

本日の審議結果については、次回の審議会において報告いたします。それでは、以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第24回新潟市都市計画審議会常務委員会を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。